

大分市中小企業者事業承継等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の円滑な事業承継及びM&A売却を支援し、もって中小企業者が持つ技術、サービス又は雇用の喪失を防ぐことを目的として交付する大分市中小企業者事業承継等支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業承継 中小企業者がその親族又はその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業員にその事業を引き継ぐことをいう。
- (3) M&A売却 中小企業者が事業譲渡、株式譲渡その他の方法により第三者（中小企業者の親族又はその役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員以外の者をいう。）にその事業を引き継ぐことをいう。
- (4) 支援機関 大分県事業承継・引継ぎ支援センター、大分商工会議所及び野津原町商工会をいう。

- (5) 専門事業者 事業承継及びM&A売却に関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 個人の場合にあっては市内に住所及び事業所を、法人の場合にあっては市内に本社を有していること。
- (2) 市内で1年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 本市の市税に滞納がないこと。
- (4) 国、県その他の機関から補助金と同様の趣旨の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- (2) 次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 公序良俗に反する事業その他補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

イ その他市長が適当でないと認める事業

- (3) 過去に補助金の交付を受けたことがある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、支援機関による支援を受けた上で行う、専門事業者への事業承継又はM&A売却に係る業務の委託とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）であって、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 事業承継に係る業務の委託 初期診断経費、コンサルティング経費、企業概要書の作成経費、事業承継に係る計画の作成経費、企業価値及び譲渡価格の算定経費並びに着手金
- (2) M&A売却に係る業務の委託 初期診断経費、コンサルティング経費、企業概要書の作成経費、M&A売却に係る計画の作成経費、企業価値及び譲渡価格の算定経費、M&A売却に係る仲介手数料、マッチング登録料並びに着手金

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 顧問料
- (2) 訴訟又はトラブルの対応に係る経費
- (3) M&A売却等の成立時に支払う成功報酬に係る経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、500,000円を限度と

する。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市中小企業者事業承継等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業承継等支援確認書（様式第4号）
- (4) 見積書等の専門事業者へ委託する業務の内容が分かる書類
- (5) 市税完納証明書
- (6) 誓約書（様式第5号）
- (7) 法人登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (8) 税務署に提出した開業届の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市中小企業者事業承継等支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更の申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市中小企業者事業承継等支援補助金補助事業変更承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市中小企業者事業承継等支援補助金補助事業変更承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。
この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市中小企業者事業承継等支援補助金補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第10号）
- (2) 補助事業に係る契約書等の写し
- (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市中小企業者事業承継等支援補助金額確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市中小企業者事業承継等支援補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（取組状況の報告等）

第13条 補助事業者は、事業承継又はM&A売却を行う相手方との間で最終的な契約が締結されていない場合は、その契約が締結されるまでの間、当該年度の翌年度の4月30日までに事業承継等取組状況報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業承継又はM&A売却に係る契約を締結したときは、速やかにその契約書の写しを市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。